

哲学専攻「課程博士」授与規程

一 「課程博士 1」の学位申請手続き

1、有資格者は下記の 1) または 2) に該当し、指導教授が学位申請の事前承認を与えた者。

1) 博士後期課程 3 年次に在学中で、所定の単位を履修済または履修見込の者。

2) 博士後期課程に 3 年以在学し、所定の単位を履修した後、退学して 3 年以内の者。

2、申請書類

博士論文審査願、履歴書、博士論文目録(以上指定用紙)、学位申請論文(製本したもの)、論文要旨(4,000 字以内)、各 3 部、ならびに学会誌に掲載された論文、3 部。

3、論文申請期限

在学中の者は、9 月末日または 2 月末日、退学後 3 年以内の者は、5 月末日または 11 月末日とする。

4、哲学専攻については、次の要件を充たさなければならない。

1) 査読のある全国規模の学会誌に掲載された論文が 1 編以上あること。

2) 論文の分量は 140,000 字以上であること。

二 予備審査

1、申請から 2 ヶ月以内に申請論文の受理の可否を決定する。

2、受理の場合は博士論文審査小委員会を設置する。

3、予備審査および審査小委員会の構成員の決定には専攻会議が当たる。

三 博士論文審査小委員会

1、審査小委員会の構成員は、主査 1 名、副査 2 名(1 名は学外者)とする。

2、審査小委員会は、論文審査、および口述試験(口頭試問)を行い、申請から 5 ヶ月以内に審査を終了する。

四 口述試験(口頭試問)

口述試験(口頭試問)は原則として公開とする。

五 学位授与の可否の決定

1、審査小委員会は、論文内容の要旨および審査結果の要旨、口述試験の成績に、博士の学位を授与することの可否についての意見を添え、これを文書により専攻会議に報告する。

2、専攻会議は、審査小委員会の報告にもとづいて審議し、博士の学位を授与することの可否を議決する。

3、博士の学位の授与を可とする場合、人文科学研究科教授会(審査委員会)の召集を要請する。

六 論文の公表

博士の学位を授与された者は、授与された日から一年以内に、その論文を印刷公表しなければならない。

付則

1 この規程(内規)は、平成 22 年 4 月 2 日から施行する。

2 この規程(内規)は、平成 22 年度、課程博士の学位を申請し、受理が認められた再入学者から適用する。

3 この規程(内規)は、平成 26 年 2 月 26 日の哲学専攻会議での承認により一の 3 の項に改訂を加えた。

4 この規程は、平成 31 年 4 月 17 日の哲学専攻会議での承認により表題、補足説明および付則に、規程(内規)を規程にして公開するための改訂を加えた。

5 この規程は、令和元年 9 月 11 日の専攻会議での承認により一の 4 の項に改訂を加えた。

一 「課程博士」の学位申請手続き

1、有資格者

3)上記の1)または2)に該当し、指導教授が学位申請の事前承認を与えた者

- ・この規程の補足理由は、平成22年度「大学院要項」31頁「博士の学位申請手続きについて」の「※提出にあたっては、…指導教員に事前に相談してください」という留意事項に依拠し、平成22年度「大学院諸規則集」68頁「退学者の課程博士申請に伴う再入学に関する規程」第1条および第2条に適合するよう新設した。
- ・指導教授による事前の指導および学位申請の事前承認がなければ、申請ができないという規程の狙いは、予備審査および受理後の審査の円滑で効率的な査読と限定された審査期間での厳正な審査を保証するために設けた規程である。

3、論文申請期限

在学中の者は、9月末日、退学後3年以内の者は、5月末日または11月末日とする。

- ・この規程の変更理由は、平成22年度「大学院要項」31頁「2.申請期限 課程博士」の記述に従って、予備審査の提出期日を明確に定める点にある、

二 予備審査

1、予備審査申請から2ヶ月以内に申請論文の受理の可否を決定。

- ・この規程の変更理由は、在学中の者は11月に、退学後3年以内の者は、8月または2月には本審査が開始できるよう、さらに3月または9月の学位授与に間に合う日程上の計算によるものである。

三 博士論文審査小委員会

2、審査小委員会は、論文審査、および口述試験(口頭試問)を行い、申請から5ヶ月以内に審査を終了する。

- ・この規程の変更理由は、「二予備審査」と同じ主旨で、在学中の者は11月に、退学後3年以内の者は、8月または2月には本審査が開始でき、3月または9月の学位授与に間に合う日程上の計算によるものである。
- ・指導教授の事前承認を得た上で、5月末日または9月末日までに学位申請した者については、8月または11月までに予備審査を終了し、受理の判定が下った場合、直ちに本審査に入り、2月の専攻会議および人文科学研究科教授会で、承認を得て、3月に学位授与の運びとなる、
- ・指導教授の事前承認を得た上で、11月末日までに学位申請した者については、3月までに予備審査を終了し、受理の判定が下った場合、直ちに本審査に入り、5月の専攻会議および人文科学研究科教授会で、承認を得て、9月に学位授与の運びとなる。

その他

付則

1 この規程(内規)は、平成22年4月21日から施行する。

2 この規程(内規)は、平成22年度、課程博士の学位を申請し、受理が認められた再入学者から適用する。

- ・これまで付則がなかったので、今回、「1 施行」と「2 再入学者の適用」の付則を明記した。
- ・また、2010年度の「諸規則集」には、「専攻教授会」の規定はないので、「専攻会議』に変更した。

3 この規程は、令和元年9月11日の専攻会議での承認により二の1の項に改訂を加えた。